平成２５年（フ）第２０９９号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　ＦＩＳ新横浜204号室
債務者　鈴木恵二郎
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３３号
横浜市栄区上郷町1068番地１　108号
債務者　山本　悠太
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３６号
横浜市金沢区六浦１丁目12番17―202号
債務者　渋谷　紀子（旧姓和知）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１６２号
神奈川県大和市下鶴間2777番地５　５―704
債務者　廣永　健一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４１号
横浜市青葉区荏田北３丁目19番地６
債務者　仁保　敏彦
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４２号
横浜市青葉区荏田北３丁目19番地６
債務者　仁保　衛子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２９号
北海道旭川市神居１条７丁目５番14号
債務者　佐藤　光晴
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５４号
北海道旭川市神居８条11丁目１番２号
債務者　町田　光彦
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７１号
北海道旭川市末広東３条６丁目４番５号
債務者　鎌田　弘子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５５号
東京都東村山市栄町３丁目33番地４ウイングス101
債務者　斎藤　智美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２１号
北海道帯広市東４条南６丁目６番地　牧村ハイツ３号室
債務者　谷　記代子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９９８号
東京都多摩市和田３丁目５番地４―503
債務者　光地　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０５２号
東京都清瀬市中里６丁目54番地７ラビオン協和６―Ｂ
債務者　歌代　　学
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２３５号
神奈川県高座郡寒川町小谷２丁目３番13号　刀祢方
債務者　菅野由美子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１９号
東京都西東京市東伏見６丁目２番26号フォレスト東伏見103号
債務者　内藤由美子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６７号
静岡県浜松市東区北島町695番地の３
債務者　鈴木留海湖
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係